

板橋区非木造建築物耐震化促進助成金交付要領

(令和 5 年 3 月 6 日 都市整備部長決定)

最終改正 令和 7 年 3 月 27 日

(目的)

第 1 条 この要領は、板橋区非木造建築物耐震化促進助成金交付要綱(令和 5 年 2 月 20 日区長決定。以下「要綱」という。)の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(既存壁式鉄筋コンクリート造等の耐震診断方法)

第 2 条 既存壁式鉄筋コンクリート造等について、耐震改修促進法第 4 条第 2 項第 3 号に基づき定められた、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号) 三」に規定する技術指針事項、「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」における第一ただし書きに基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について(技術的助言、平成 31 年 1 月 1 日国住指第 3107 号)」¹³ 一般社団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」により耐震診断を行う場合、要綱別表 2 第 4 項に定める助成対象要件は適用しないこととする。

(評定書)

第 3 条 要綱第 2 条第 1 項第 23 号にある耐震評定機関は、別表 1 に掲げる団体のとおりとする。

(工事検査)

第 4 条 要綱第 13 条第 1 項及び第 15 条の規定により実施する検査の工程は別表 2 のとおりとする。ただし、検査員が必要と認める場合には、中間検査の工程を指定することができるものとする。

2 中間検査の申請は、前項の工程に達する 4 日前までに行うこととする。

3 検査は、工事監理者立ち合いのもと実施するものとする。

4 助成事業者は検査を受けるにあたり、検査員から指示があった場合は、検査に必要な用具、構造体の出来形寸法の表示等、その他検査員が必要と認める用具等及び資料を準備又は提出するものとする。

5 検査において検査員が破壊検査を行う必要があると認めたときは、助成事業者又は工事監理者に破壊検査を行うことを指示することができる。

6 前項の指示を受けた者は、破壊検査を行い、その内容を検査員に報告しなければならない。

7 検査員は、工事監理者又は工事施工者に対し、耐震改修工事の適正かつ効率的な件を実施することを目的として、必要な事項について指示することができる。

(様式及び添付書類)

第 5 条 要綱各条で定める申請並びに通知等の様式及び添付書類は、別表 3 のとおりとする。

付 則（令和５年３月６日 制定）

- 1 この要領は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 適用期間は、要綱に準ずるものとする。

付 則（令和６年３月２１日 改正）

- 1 この要領は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 適用期間は、要綱に準ずるものとする。

付 則（令和７年３月２７日 改正）

- 1 この要領は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 適用期間は、要綱に準ずるものとする。